



# 三重県公報

令和2年10月2日 (金)

第 146 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
648	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(長寿介護課)	2
649	介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	(同)	2
650	令和2年度自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項	(市町行財政課)	2
651	育種母樹林の指定の解除	(森林・林業経営課)	3
652	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(治山林道課)	3
653	同伴	(同)	4
654	特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	5
<b>労 働 委 告 示</b>			
2	労働組合法第2条第1号に規定する者を新たに認定した旨及び労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定の一部を改正する告示	(労働委員会)	5
<b>公 告</b>			
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	6
	土地区画整理組合の理事が就任した旨の届出	(都市政策課)	6
	土地区画整理組合の定款の変更認可	(同)	6
	都市計画の図書の写しの縦覧	(同)	7
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	7
	県営住宅の入居希望者の募集	(住宅政策課)	7

**告 示**

**三重県告示第 648 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和 2 年 10 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2462890050	ふたみ訪問看護ステーションシルバーケア豊壽園	伊勢市二見町三津字池田 855 番地	社会福祉法人洗心福祉会	令和 2 年 8 月 31 日	訪問看護
2472000195	ベストライフ長島	桑名市長島町西外面字下島 1718-1	株式会社 ベストライフ	令和 2 年 8 月 31 日	特定施設入居者生活介護

**三重県告示第 649 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 第 2 項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和 2 年 10 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2472000195	ベストライフ長島	桑名市長島町西外面字下島 1718-1	株式会社 ベストライフ	令和 2 年 8 月 31 日	介護予防特定施設入居者生活介護

**三重県告示第 650 号**

自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 114 条及び第 117 条第 1 項の規定（同令第 118 条においてその例によることとされている場合を含む。）により、自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり告示します。

令和 2 年 10 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 募集区分

募集種目		試験種目
自衛官候補生	男女	筆記試験（国語、数学、地理歴史、公民及び作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

2 募集期間、試験期日及び採用時期

募集種目		募集期間	試験期日	採用時期
自衛官候補生	男女	令和 2 年 10 月 12 日（月）まで	令和 2 年 10 月 18 日（日）	令和 2 年 11 月下旬から同年 12 月上旬まで及び令和 3 年 3 月下旬から同年 4 月上旬まで

3 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の 1 日現在で 18 歳以上 33 歳未満の男女（32 歳の者にあつては、採用予定月の 1 日から起算して 3 月に達する日の翌月の末日現在、33 歳に達していない者に限る。）。ただし、次に該当する者を除く。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験場の名称及び住所

募集種目		試験場の名称	試験場の住所
自衛官候補生	男女	陸上自衛隊久居駐屯地	津市久居新町 975

5 志願受付場所の名称及び住所

(1) 次表に掲げる場所

志願受付場所の名称	志願受付場所の住所
自衛隊三重地方協力本部 電話 059-225-0531	津市桜橋 1 丁目 91
自衛隊三重地方協力本部 四日市地域事務所 電話 059-351-1723	四日市市鶴の森 1 丁目 14-11 阿部ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 津募集案内所 電話 059-224-4324	津市丸之内 26-8 津合同庁舎 4 階
自衛隊三重地方協力本部 伊勢地域事務所 電話 0596-23-3880	伊勢市神久 2 丁目 1-58 角屋ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 伊賀地域事務所 電話 0595-21-6720	伊賀市緑ヶ丘本町 1507-3 伊賀上野地方合同庁舎 2 階
自衛隊三重地方協力本部 熊野地域事務所 電話 0597-85-2214	熊野市井戸町 802-13

(2) 各市役所及び各町役場

6 その他

新型コロナウイルス感染拡大防止等により、自衛官候補生の採用試験を延期又は中止する場合があります。

三重県告示第 651 号

林業種苗法（昭和 45 年法律第 89 号）第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり育種母樹林の指定を解除します。

令和 2 年 10 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定番号	指定年月日	指定採取源の種別	樹種	所在場所	面積 〔単位〕 ha	所有者等の氏名又は名称及び住所
三重育 46-15	昭和 47 年 1 月 21 日	育種母樹林	すぎ	津市白山町二本木字山わき 3948 ほか 10 筆	1.05	三重県 津市広明町 13
三重育 46-18	昭和 47 年 1 月 21 日	育種母樹林	ひのき	津市白山町二本木字山わき 3956 ほか 10 筆	1.12	三重県 津市広明町 13
三重育 46-21	昭和 47 年 1 月 21 日	育種母樹林	くろまつ	津市白山町二本木字山わき 4002 ほか 2 筆	1.49	三重県 津市広明町 13

三重県告示第 652 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 の規定において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 2 年 10 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
津市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

津市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 第 2

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

---

## 三重県告示第 653 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 の規定において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 2 年 10 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 第 1

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

## 第 2

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

**三重県告示第 654 号**

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、多気郡において次のとおり特定計量器（質量計）の定期検査を実施します（ひょう量 500k g を超えるはかりを除く。）。

令和 2 年 10 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

実 施 の 期 日		実 施 の 場 所
令和 2 年 11 月 4 日 (水)	午前 10 時 30 分から 午後 2 時まで	大台町林業総合センター
令和 2 年 11 月 5 日 (木)	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	グリーンプラザおおだい
令和 2 年 11 月 6 日 (金)	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	大台町立就業改善センター
令和 2 年 11 月 9 日 (月)	午前 10 時 30 分から 午後 2 時まで	多気町立勢和公民館
令和 2 年 11 月 10 日 (火)	午前 10 時から 午後 2 時まで	多気町民文化会館
令和 2 年 11 月 11 日 (水)	午前 10 時から 午後 2 時まで	多気郡農業協同組合 斎宮支店
令和 2 年 11 月 12 日 (木)	午前 10 時から 午後 2 時まで	多気郡農業協同組合 旧大淀支店

**労働委告示**

**三重県労働委員会告示第 2 号**

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、1 に掲げる者を労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）第 2 条第 1 号に規定する者として、令和 2 年 9 月 23 日認定しました。

なお、労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者の範囲の認定（昭和 42 年三重県地方労働委員会告示第 1 号）を 2 のように改正し、公表の日から施行します。

令和 2 年 10 月 2 日

三重県労働委員会会長 向 山 富 雄

1 労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者として新たに認定した者

企業名 津市上下水道事業局及び津市上下水道管理局

組合名 津市水道労働組合

勤務箇所	労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者
上下水道事業局及び上下水道管理局	局長 担当理事 局次長 担当参事 課長 担当副参事 所長 企画員 調整担当主幹 上下水道管理課の管理担当の担当主幹、担当副主幹、主査及び主事

2 労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者の範囲の改正

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
10 津市上下水道事業局及び津市上下水道管理局の	10 津市水道局及び下水道局並びに上下水道事業管

<p>職員が結成し、又は加入する津市水道労働組合については、当該企業の職員のうち、次の表に掲げる者</p> <p>津市上下水道事業局及び津市上下水道管理局</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">勤務箇所</th> <th>労働組合法第2条第1号に規定する者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上下水道事業局及び上下水道管理局</td> <td>局長 担当理事 局次長 担当参事 課長 担当副参事 所長 企画員 調整担当主幹 上下水道管理課の管理担当の担当主幹、担当副主幹、主査及び主事</td> </tr> </tbody> </table>	勤務箇所	労働組合法第2条第1号に規定する者	上下水道事業局及び上下水道管理局	局長 担当理事 局次長 担当参事 課長 担当副参事 所長 企画員 調整担当主幹 上下水道管理課の管理担当の担当主幹、担当副主幹、主査及び主事	<p>理室の職員が結成し、又は加入する津市水道労働組合については、当該企業の職員のうち、次の表に掲げる者</p> <p>津市水道局及び下水道局並びに上下水道事業管理室</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">勤務箇所</th> <th>労働組合法第2条第1号に規定する者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津市水道局及び下水道局並びに上下水道事業管理室</td> <td>局長 担当理事 局次長 担当参事 課長 室長 担当副参事 企画員 調整担当主幹 上下水道事業管理室の担当主幹、担当副主幹、主査及び主事</td> </tr> </tbody> </table>	勤務箇所	労働組合法第2条第1号に規定する者	津市水道局及び下水道局並びに上下水道事業管理室	局長 担当理事 局次長 担当参事 課長 室長 担当副参事 企画員 調整担当主幹 上下水道事業管理室の担当主幹、担当副主幹、主査及び主事
勤務箇所	労働組合法第2条第1号に規定する者								
上下水道事業局及び上下水道管理局	局長 担当理事 局次長 担当参事 課長 担当副参事 所長 企画員 調整担当主幹 上下水道管理課の管理担当の担当主幹、担当副主幹、主査及び主事								
勤務箇所	労働組合法第2条第1号に規定する者								
津市水道局及び下水道局並びに上下水道事業管理室	局長 担当理事 局次長 担当参事 課長 室長 担当副参事 企画員 調整担当主幹 上下水道事業管理室の担当主幹、担当副主幹、主査及び主事								

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県桑名農政事務所長から通知がありました。

令和2年10月2日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
令和2年10月5日から令和3年3月19日まで
- 3 作業地域  
員弁郡東員町山田及び同町六把野新田

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、菟野インター周辺地区土地区画整理組合から次のとおり理事の就任の届出がありました。

令和2年10月2日

三重県知事 鈴木 英 敬

就任理事

伊藤 弘幸	三重郡菟野町大字潤田 895 番地
中川 忠彦	〃 〃 大字音羽 840 番地
下里 真志	〃 〃 大字潤田 2128 番地
伊藤 健二	〃 〃 大字音羽 762 番地
伊藤 隆雄	〃 〃 大字潤田 574 番地
北川 誠	〃 〃 〃 1063 番地 1
鈴木 正憲	〃 〃 大字音羽 592 番地
藤村 昭洋	〃 〃 大字潤田 982 番地
横山 義雄	〃 〃 〃 996 番地

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、菟野インター周辺地区土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可しました。

令和2年10月2日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 組合の名称及び事務所の所在地  
菟野インター周辺地区土地区画整理組合

三重郡菰野町大字菰野 1576-1 西 2 棟

2 事業施行期間

令和 2 年 7 月 14 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

3 施行地区

三重郡菰野町大字潤田字新宮、字六花林、字春日、字検定、字大久保、字新起、字六大、字長林、字桜木、字蓮池、字中堀及び字土山の各一部並びに大字音羽字南山、字田福、字南道山及び字古堤の各一部

4 設立認可の年月日

令和 2 年 7 月 14 日

5 変更認可の年月日

令和 2 年 10 月 2 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、鈴鹿市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 2 年 10 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 都市計画の種類及び名称

鈴鹿都市計画用途地域

2 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 2 年 10 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 2 年 9 月 11 日	志摩市阿児町鶴方字金谷 3091 ほか 6 筆	志摩市阿児町鶴方 4825 華洋ホーム株式会社 代表取締役 福 岡 治
令和 2 年 9 月 16 日	度会郡玉城町宮古字谷口 890-6 の一部ほか 8 筆	伊勢市小俣町本町 770 廣瀬精工株式会社 代表取締役 広 瀬 誠
令和 2 年 9 月 16 日	いなべ市員弁町北金井字宮東 1041-1 ほか 2 筆	桑名市藤が丘 5 丁目 806 シャトル藤 A 棟 202 号 日紫喜 彩
令和 2 年 9 月 16 日	伊賀市小田町字新羅子 406-1	津市中央 4-19 株式会社ライフ・テクノサービス 代表取締役 中 川 裕
令和 2 年 9 月 16 日	三重郡川越町大字当新田字中通 472-1	三重郡川越町大字亀須新田 314-1 牧 野 佐 音

公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 22 条第 1 項の規定により、県営住宅の入居希望者の募集を次のとおり行います。

令和 2 年 10 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 受付期間

令和 2 年 10 月 2 日（金）から同月 31 日（土）まで郵送のみによる受付を行い、受付期間内の消印のみ有効とします。ただし、応募者数が募集戸数に満たなかった県営住宅については、令和 2 年 12 月 2 日（水）まで随時申込みを受け付けます。

2 受付場所

受付は、郵送のみによって受け付けます。受付期間内に希望する団地の指定管理者宛てに申込書を郵送してください。

北勢ブロック 鈴鹿亀山不動産事業協同組合  
〒510-0253 三重県鈴鹿市寺家町 1085-1

中勢伊賀ブロック 伊賀南部不動産事業協同組合  
〒514-0008 三重県津市上浜町 1丁目 5-1 エトアール津 102

南勢ブロック・東紀州ブロック 三重県南勢地区管理事業共同体  
〒514-0008 三重県津市上浜町 1丁目 5-1 エトアール津 102

3 募集する県営住宅及び戸数

ブ ロ ッ ク 名	地 区 名	県 営 住 宅 名	戸 数 (優先戸数)
北勢 ブロック	桑名	川成 (一般・単身可)	1
	川越	豊田一色 (一般・単身可)	1
	四日市	高見ヒルズ (一般・単身可)	2 (1)
		あこず (高齢者・単身可)	2
		あこず (一般・単身可)	1
		笹川 (子育て向)	1
		笹川 (高齢者・単身可)	1
		笹川 (一般・単身可)	4 (2)
		笹川第二 (高齢者・単身可)	1
		笹川第二 (一般・単身可)	1
		河原田 (高齢者・単身可)	2
	鈴鹿	高岡山杜の郷 (一般・単身可)	3 (1)
		桜島 (高齢者・単身可)	2
		桜島 (一般・単身可)	3 (1)
中勢伊賀 ブロック	津	千里 (高齢者・単身可)	1
		サンシャイン千里 (一般)	1
		白塚 (一般・単身可)	1
		一身田 (一般・単身可)	1
		結城 (高齢者・単身可)	1
		ミレニ北口 (一般)	1
	伊賀	服部 (一般・単身可)	2 (1)
		カーサ上野 (一般)	1
	名張	蔵持 (一般・単身可)	1
南勢 ブロック	松阪	大黒田 (一般・単身可)	1
		和屋 (身障者)	1
		和屋 (一般・単身可)	1
		上川第二 (一般・単身可)	2 (1)
		エスペラント末広 (一般)	1
	伊勢	旭 (高齢者・単身可)	1
		西豊浜 (高齢者・単身可)	1
		五十鈴川 (身障者)	1
		五十鈴川 (一般・単身可)	1
東紀州 ブロック	尾鷲	古江 (高齢者・単身可)	1
		古江 (一般・単身可)	1
	熊野	井土 (身障者)	1
	御浜	オレンジハイツ御浜 (一般)	1

4 入居資格

(1) 現在住宅に困っていることが明らかな者で、同居しようとする親族（婚姻予定者を含みます。）があるこ



と（単身入居が可能な場合があります。）。

(2) 三重県営住宅条例（平成9年三重県条例第52号）第6条に規定する収入基準を満たしていること。

(3) 次に掲げるいずれにも該当しないこと。

ア 過去に県営住宅に入居していた者で、現在、家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金を滞納しているもの

イ 過去に県営住宅に入居していた者で、消滅時効の援用・自己破産による免責等で家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金の支払を免れたことがあるもの

ウ ア又はイに掲げる者と同居していた者（ただし、当該同居の際に成年であった者に限ります。）

エ イに掲げる者の連帯保証人であった者

(4) 申込者及び同居予定者が次に掲げるいずれにも該当しないこと。

ア 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を平成28年4月1日以後に受けた場合であって、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡したときは、明渡しを行った日の翌日から2年を経過していないこと。

イ 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を平成28年4月1日以後に受けた場合であって、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡さなかったときは、明渡しを行った日の翌日から4年を経過していないこと。

ウ ア又はイに掲げる者と同居していた者のうち、当該住宅の明渡しの原因となった行為をした者（当該行為をしたとき成年であった者に限ります。）が入居しようとする場合又は同居しようとする者に含まれる場合にあつては、当該住宅の明渡しのあつた日の翌日から2年を経過していないこと。

エ 県営住宅の借上げ期間の満了に伴い、住宅の明渡しの請求を平成28年4月1日以後に受けた場合であつて、知事が指定する期限までに当該住宅を明け渡さなかったときは、明渡しを行った日の翌日から2年を経過していないこと。

(5) 地方税を滞納していないこと。

(6) 連帯保証人を2人立てること（連帯保証人が1人でも入居可能な場合があります。）。

(7) 暴力団員でないこと（同居しようとする親族も含みます。）。

## 5 その他

詳細は、各ブロックの指定管理者又は三重県県土整備部住宅政策課公営住宅班（電話 059-224-2703）までお問い合わせください。

北勢ブロック 鈴鹿亀山不動産事業協同組合（電話 059-373-6802）

中勢伊賀ブロック 伊賀南部不動産事業協同組合（電話 059-221-6171）

南勢ブロック・東紀州ブロック 三重県南勢地区管理事業共同体（電話 059-222-6400）

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---